障害福祉サービス事業所管理者 様

茨木市福祉事務所長

障害支援区分の認定有効期間の変更について(ご案内)

障害支援区分の認定有効期間については、市町村審査会の審査及び判定の結果に基づき、 市町村が3か月から3年までの範囲内で定めることとされています。

令和4年度以降、本市における障害支援区分認定の有効期間について、下記のとおり行う ことといたしますのでご案内いたします。ご確認よろしくお願いいたします。

記

(令和4年3月末まで ) 3年間 区分認定日から3年以内の月末まで (令和4年4月1日以降)3年間 区分認定日から3年以内の誕生月の末日まで

## <問合先>

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市福祉部障害福祉課(担当:刈込、仲保、吉川)

電話 072-620-1636 (直通)

FAX 072-627-1692

E-mail syogaifukushi@city.ibaraki.lg.jp